

がん検診データの研究活用について

検診データを用いた研究を行う場合は、以下の内容に準じて、検診受診者本人からの同意書取得及び情報開示請求の必要性等の検討が必要である。

(1) 根拠となる法等

- ① 個人情報保護法 ② 個人情報保護条例 ③ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 等

(2) 必要な手続き

	「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の適応	被験者の同意書	地方公共団体への情報開示請求
がん検診の精度管理事業として地方公共団体又は、地方公共団体から委託を受けた検診機関に対する精密検査結果の情報提供	適応外	不要	
地方公共団体の実施する保健事業の一環としての研究（委託も含む）	適応外	不要	
上記以外	適応	指針に沿った対応	要

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 26 年 12 月 22 日文科省・厚労省)」において、特に留意すべき箇所は以下のとおり。

●第 2 章 研究者の責務等

第 4 研究者等の基本的責務

1 研究対象者等への配慮－(2)

●第 5 章 インフォームド・コンセント等

第 1 2 インフォームド・コンセントを受ける手続き等

※参照：http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1443_01.pdf